

能養真氣養規則

株式会社 ブ同部伊祖

# 能率員就業規則

[全文]

この規則は、会社と能率員が相互信頼の上に立ち、能率員の福祉の向上と能率の發展を目的としたものである。且つ誠実な能率員の運営を行ふことを目的とする。

[目的]

第1条 この規則は、株式会社 朝日印刷(以下、「会社」といふ。)の能率員の服

務規律、労働条件及びその他の法令の定めによるところ。

2 この規則及び他の規則の付属規定は定めの事項の他、能率員の就業規則

事務規律、労働条件及びその他の法令の定めによるところ。

第2条 この規則は、会社と能率員が相互信頼の上に立ち、能率員の服

務規律の運営をも考慮する所で能率員の適用するべきである。

この規則は、会社と能率員が相互信頼の上に立ち、能率員の運営するべきである。

第3条 会社及び能率員は、この規則が本規則の付属規定を遵守し、相互

[規則遵守の義務]

能率力の向上策の実現に努力する所である。

第4条 会社は、人材を希望する者のために、原則として選考試験を実施する所である。  
[採用]

## 第二章 人事

1

会社は、能率員の採用に力を注ぐ所である。

- 第五条 调考录取的日期、方法等的他和 $\text{H}_1\text{C}$ 特别把 $\text{H}_1\text{C}$ 定为 $\text{H}_1\text{C}$ 的 $\text{H}_1\text{C}$ 。
- [调考录取]
- 第六条 次的各号的一般就当为者法、就用 $\text{H}_1\text{C}$ 。次的 $\text{H}_1\text{C}$ 。
- [次格录项]
- 第七条 就用决定者的提出 $\text{H}_1\text{C}$ 。就用的目为 $\text{H}_1\text{C}$ 。次的 $\text{H}_1\text{C}$ 。
- [次用决定者的提出 $\text{H}_1\text{C}$ ]
- 第八条 ①调 $\text{H}_1\text{C}$ 。②身元保正。③共善组织品(共善组织申请事)。④源某微收票(前職者)。⑤厚生年金保險被保險者證(前職者)。⑥雇用保險被保險者證(前職者)。⑦住民票記載事項證明書。⑧その他会社が不適當な記載が有る。
- 第九条 2. 開頭の手續を考慮の上を法、採用の日から1週間以内に、次の $\text{H}_1\text{C}$ 。
- [開用期間]
- 第十条 第8条第1項の規定に従う。但し、調用を乞うる者は $\text{H}_1\text{C}$ 、採用の日より3ヶ月間は開用期間を有する。
- 第十一條 2. 開用期間中実地開用期間満了時以、引き継ぎ器具 $\text{H}_1\text{C}$ 。3. 開用期間 $\text{H}_1\text{C}$ 等、会社が記載の有る者に付、開用期間を短縮し、実地開用 $\text{H}_1\text{C}$ 。
- 第十二條 2. 開用期間 $\text{H}_1\text{C}$ 。第47条の手續を以て解雇するに $\text{H}_1\text{C}$ 。3. 開用期間 $\text{H}_1\text{C}$ 。
- 第十三條 2. 開用期間 $\text{H}_1\text{C}$ 。大社日を起算日として $\text{H}_1\text{C}$ を決定するに $\text{H}_1\text{C}$ 。
- [調続年数の定義]
- 第十四條 2. 前条の開用期間 $\text{H}_1\text{C}$ で $\text{H}_1\text{C}$ を計算する。

- 第15条 休職期間中の取扱い
- ③ 会社が特則の事情を認められた場合、休職期間中の賃金は支給されない。
  - ② 休職期間中の賃金は原則として支給される。但し、会社が特則の事情を認められた場合は、休職期間中の賃金は支給されない。
  - ① 休職期間中の賃金は原則として支給される。但し、前条第2号の他の会社が特則の事情を認められた場合は、休職期間中の賃金は支給されない。
- [休職期間中の取扱い]

- 第14条 休職期間
- ③ 同第3号の場合、必要な範囲で会社が認めた休職期間
  - ② 同第2号の場合、出向しての休職期間
  - ① 前条第1項第1号の場合12ヶ月、但し精神疾患患者は12ヶ月24ヶ月
- [休職期間]

- 第13条 休職
- ① 病院外の施設にて3ヶ月以上以上休職した者は、休職する。
  - ② 社名が子会社の新規開業3ヶ月以上以上休職した者は、休職する。
  - ③ 前各号のほか会社の新規開業3ヶ月以内に社外の職務に従事する者は、休職する。
  - ② 前項第1号の事由は本の休職者、出勤後1ヶ月以内に同一の事由で休職する。
  - ① 前項第1号の事由は本の休職者、出勤後1ヶ月以内に同一の事由で休職する。
- [休職]

- 第12条 出向
- 会社は、業務上必要ある場合、従業員を在籍の会社へ出向させることとする。
- [出向]

- 第11条 勤務
- 会社は、業務の都合上必要なときは、従業員に勤務場所を定め、従業員は勤務場所に従事する。
- 2 勤務場所を定めた者は従業員は、正当な理由なく勤務場所を変更する。
- 3 従業員は勤務場所を定めた原則として7日以内に従業場所を定める。
- [勤務]

- 第10条 労働条件の明示
- 会社は、従業員との労働契約の締結後は、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他労働条件を明示するものとし、並びに労働条件を通知するものとす。
- [労働条件の明示]

- ④ 航模合規之印證(飞挂件)文件

⑤ 創設時間中、他的獎勳與之獎勳之效用文件

⑥ 自己的獎勳上之獎勳之效用之專斷的文件上進行文件

⑦ 獎勳的整理獎勳之努力、常以清潔之保之方式行之

⑧ 全社之重機車輛、機械、器具之他的獎勳之大物之、原物料、燃料、

⑨ 非可你之外的目的之全社之獎勳、重機車輛、重機車輛、機械、器具之他

⑩ 獎勳之獎勳、不當你金品之賞借及回贈等之利益之受付文件

⑪ 非可你之外來者之獎勳之入社文件

⑫ 獎勳之取報之委職歸化入社文件

⑬ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑭ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑮ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑯ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑰ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑱ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑲ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

⑳ 全社職內之獎勳之取消活動、宗教活動之行力文件

第18集 能參與這次的專題報導嗎？請問「你對抗議有啥看法？」。

〔服務心得〕

第二節 單元之維持力及其對外之影響。

- 第17案 能素質は、この規則に定められた他の、能素上の指示命令能性、自己の能素の基本原則」

第3章 股務規律

2 第13条第1項第1号に付記し、第14条第1項第1号に定める体  
職期間が満了したときに賃料の支拂いを怠る者に就き、休職期間  
の満了後も乙に其職務を付託する事。

第16条 休職期間が満了したとき、または休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、休職の権利を喪失する。この場合、休職の権利を喪失する旨を記載した書類を提出する。休職の権利を喪失する旨を記載した書類は、休職の権利を喪失する旨を記載した書類と同一である。

第21条 始業時刻は遅れなき時、もしくは遅れぬ時は、遅滞なく勤務し、遅滞なく勤務する旨の規定を遵守する。

出勤及び退勤の際は、職員の職務の範囲に於ける事項を守る事とされる。

[遅刻]

- ① 出勤停止または遅延の場合は、遅延の原因を明確に説明する。
- ② 選択的勤務の場合は、勤務時間の範囲内に在籍する。
- ③ 働き場所に在籍する。
- ④ 携帯電話や電子機器等の通話用具の使用を許可する。
- ⑤ 勤務中の携帯電話の通話用具の使用を許可する。
- ⑥ 其の他の会社が規定した遅刻の原因。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、出勤禁止、出勤を禁止し、未だ休退

[入場の禁止]

- ① 始業時刻前後で出社し、就業の準備を怠る。
- ② 出勤禁止の退勤時、必ず所定の通用用具のみで行う。
- ③ 出勤禁止の退勤時、必ず同一の出勤料金を支拂う。
- ④ 退勤時持参品、贈品、工具等整理整頓を徹底する。

第22条 職員は、出勤及び退勤時に以下の事項を守る事とされる。

[出退勤]

「出社する、職務の關係による遅延する目的の通話や電子機器の使用を行ふ事」。

第21条 社員の使用機器電器を業務時間中に取扱う場合は、その電源を切る事

[使用機器電器の使用禁止]

他の送受信の内容を本人の取扱いに混ぜてはならない。

「出社する、会社の社員の電子機器の使用による目的の通話や電子機器の使用」。

第20条 以下に示す小の範囲、電子メールの送受信、職務以外の目的で使用

[以下に示す小の範囲を除く限りの取扱い]

- ① 性の言動（性的冗談、意図的女性の隣の席の席、食事等の飲食会議等）
  - ② 性の行為（身体への不必要な接觸等）
  - ③ 性的行動（身体への不必要な接觸等）
  - ④ 其の他の性の言動等を行ふ
- 以上より、以下の事項を守る事とされる。
- 第19条 社員は職務の範囲内で遅延する事、次に掲げる性の言動等（以下
- [性の言動等の禁止]

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 8時00分         | 17時00分        | 15時00分~15時15分 |
| 10時00分~10時15分 | 12時00分~13時00分 | 15時00分~15時15分 |
| 休憩時間          | 休憩時間          | 休憩時間          |
| 始業            | 終業            | 始業            |

- 第28条 1週間の所定労働時間は毎年4月1日を起算日とする1ヶ月単位の実形労働時間制を採用し、1週間の所定労働時間が1ヶ月を平均して1週間に当たる40時間以内とする。
- 2 1日の所定労働時間は休憩時間を除き7時間30分とする。
- 3 始業、終業の時間及び休憩時間は次のとおりとする。
- 〔労働時間及び休憩時間〕

## 第1節 労働時間、休憩及び休日

### 第4章 織 織

- 第27条 携帯する他のものを得ない事由により外勤するときは、必ず次の所置を用意する。  
 1 事由による事前の届出書に記入するときは必ず捺印し、事後連絡の届出書に捺印する。  
 2 諸病院などを訪問する場合は4日以上以上及び以上の場合は、医師の診断書を提出する。  
 3 本社付近で5分以内。また外勤が1ヶ月を超えるときは、1ヶ月毎に診  
 斷書を提出する。  
 〔外勤〕

- 第26条 勤務時間中の外出を得ない事由により外出するときは、必ず次の所置を用意する。  
 1 事由による事前の届出書に記入するときは必ず捺印し、事後連絡の届出書に捺印する。
- 〔外出〕

- 第25条 必ず心得るべき事由により早退するときは、必ず次の所置を用意する。  
 1 所置の許可を受けて外に出るときは必ず捺印する。
- 〔早退〕

第33条 併案員之休日若與其妻夫之休日不同時，本人の希望休日より2週間以内に代休  
日を与えなければならない。

4週間以内の日を喪失する休日若指定期間に休む場合は。  
2 前項の場合、夫婦とも併案員は各自の振替休日を有する休日の前日まで休む  
場合。

第32条 前条の休日は業務、電力事情、天候その他の場合により喪失する場合に  
休日休業の振替休日を付ける。

2 休日休業の期間は1ヶ月、連續6日間以上、業務の都合による場合休止日  
但し、年末・年始の休暇は1ヶ月、連續6日間以上、業務の都合による場合休止日  
より休日休業の期間を除く。休業日・日曜日がこの休暇の前後にある場合は、その期間会社付併案  
員との請合休日を休む場合に付ける。休業日は休業の前後休日を含む。休業日  
の休日休業の期間が6ヶ月以上になると、次回の指定期間に付ける。

2 休日休業の期間は1ヶ月、毎年3月末までの休日を各人を通知する。  
28条の結果、終業の時期及び28条第2項の期間を超過する年間休日  
28条の休日休業の期間は1ヶ月以上、毎年4月1日を起算日とする1週間以内  
休日休業の期間は1ヶ月以上、年単位の喪失形態休暇制休業す  
第31条 併案員の休日休業、併案員の代表としての年単位の喪失形態休暇制休業す

2 併案員は1日1回の勤務時間外、第28条第2項の期間を超過する年間休日  
28条の結果、終業の時期及び28条第2項の期間を超過する年間休日  
28条の休日休業の期間は1ヶ月以上、全期間を通じ一部併案員は1ヶ月、第  
28条の結果、終業の時期及び28条第2項の期間を超過する年間休日  
28条の休日休業の期間は1ヶ月以上、年単位の喪失形態休暇制休業す  
第30条 終業の時期を通じて併案員は得たく、事情がある場合は、また併案員は上記の必要  
[ 始業・終業時刻が終業する]

2 併案員は、他の併案員の休憩を妨げないよう休むことを原則とする。  
2 併案員は、併案員の自由に利用することができる。但し、外出するときは休所場  
第29条 休憩時間は、全併案員に対する一齊の身分のものとする、併案員は休

2. 花案具の社用出張化保育施設は「社会的识别化能力」、「施設規程」、「技术」。

3. 好臺灣它請求的兩大亮著及 18 號未滿的者包括本法、第 1 項後段之  
文字與圖外皆「法律上之事件發 10 號為 6 年前 5 號為 10 年後之事件」

2 小学校数学前の子犬養育実力検査版の評議を行った性徴量目（指揮命令者及び専門業務従事者免除）（下記用外専門業者免除）のうちで上記に用いられた者の法定の専門知識を認定するための試験（以下、前項後段の規定に

① 監督者乙（法、管理の地位乙）を看  
② 監視者乙は財務の監視化が事実乙看  
行政官庁の許可を受ける者

[ 諸用除外 ] 第36案 前各案の規定は別闇印に付、効讐審決の定めを乙ニ付すが次の各号

2. 花案具の社用出張化保育施設は「社会的识别化能力」、「施設規程」、「技术」。

能兼具外出摄影之机会社的用摄影术之会社外摄影社、它的摄影师跟  
○算定为团舞你去去此原则上乙、第28条的附图之剪裁乙、它的摄影师跟  
○乙、附属是为物与为乙的别段的摄影者乙在乙是其乙的限乙其好  
事。

3. 好臺灣它請求的為：允者及 18 歲未滿的者（16 歲以下、第 1 項後段之  
2.5 聲開外若「法律日未滿 10 歲為 1 年前 5 歲未滿後之年

2 小学校数学前の子犬養育実力検査版の評議を行った性徴量目（指標合計得点）  
及く専門家意見（参考文献）

| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 償還年数 | 6ヶ月 | 6ヶ月 | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  |

有給休暇の付与日数

- 第37条 会社は6ヶ月連續期間、所定勤務日①8割以上出勤した者に対する有  
給休暇を与える。
- 2 併業員は年次有給休暇を取得するに当たるに際して、必ず次の時率を指  
定して請求するものとする。但し、会社は事業の正常な運営に支障がある  
場合、併業員の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業  
期間及び年次有給休暇を取得するに際しては、併業員の年次有給休暇の全部または一部を取扱う方の  
4 当該年度における新規付与年次有給休暇の全部または一部を取扱う方の  
うち2名(扶養親族の扶養義務者を除く)が該当する。
- 5 年次有給休暇は本件、休業の期間間に亘り通常の賃金を支払う。

## 第二章 休暇等

### [ 年次有給休暇 ]

ICD-10生理体膜之身之。

第41条 生理日の就業者(「因難な女性就業員が請求する場合、その日

〔生理休暇〕

内に法定就業時間外に立ち居る。

後6週間を超過した女性就業者請求する場合は、医師が認めた場合に

除外される(ただし14週間)、産前8週間の産前産後休暇を身に。但し、産

後6週間を超過した女性就業員が請求する場合は、産前6週間(多胎妊

〔産前・産後休暇〕

のほか、往復に要する最短日数を加える。

2. 病理休暇(法定休暇の往復に必要とする日数、前各号の日数

| 休暇    | 休与日数 | 病        | 休与日数 | 休 |
|-------|------|----------|------|---|
| 実兄弟妹  | 4日以内 | 実兄弟妹の配偶者 | 2日以内 | 休 |
| 実祖父母  | 4日以内 | 配偶者の祖父母  | 2日以内 | 休 |
| 子の配偶者 | 4日以内 | 配偶者の親父母  | 2日以内 | 休 |
| 実兄弟妹  | 4日以内 | 甥・姪      | 2日以内 | 休 |
| 養父母   | 5日以内 | 曾祖父母     | 2日以内 | 休 |
| 子     | 5日以内 | 実伯叔父母    | 2日以内 | 休 |
| 実父母   | 5日以内 | 配偶者の兄弟妹  | 2日以内 | 休 |
| 配偶者   | 5日以内 | 配偶者の父母   | 4日以内 | 休 |

② 病休暇

| 休暇   | 休与日数 | 病       | 休与日数 | 休 |
|------|------|---------|------|---|
| 実兄弟妹 | 1日   |         |      |   |
| 子    | 3日以内 | 甥・姪     | 1日   |   |
| 本人   | 5日以内 | 配偶者の兄弟妹 | 1日   |   |

① 病休暇

の請求を身に立てる。

第39条 就業日付次の各号の一に該当する日数、又は定期の各号に定める日数

〔雇用休暇〕

2. 前項の規定が繰合せたる場合は、就業日付次の各号の日数を合算する。

従つて年次有給休暇を取得する日数を定めることで、会社は確定の定期をもと

2. 前項の規定が繰合せたる場合は、就業日付次の各号の日数を合算する。

となる。

就業日付次の各号、会社は各就業日付次の年次有給休暇のうち5日前

第38条 須兼用する5日、労働基準法の定める5日と併用する。

〔年次有給休暇の計画の付与〕

2. 省日直翻務訖DVIT時，則把定為「當直訖題才為規程」也未為。  
務訖題為「省日直翻務訖DVIT時，則把定為「當直訖題才為規程」也未為。」

[ 直觀寫出工作日直 ] 第50集 会让分类器上必要的东西跟必要的东西、分类器识别的直觀及工作日直觀

乙款、別以定力之「資金規程」乙款。

[特別休暇の算定 ] 第49条 第44条第1項の規定による特別休暇等に対する支給金の取扱い

第六步：力的轉換。將力從一個參考系轉換到另一個參考系，或從一個慣性參考系轉換到非慣性參考系。

第48条 第39条から第44条までに定めた特別休暇等を取得した日の翌日以後、

2. 前項の時間及び距離は時間割に対する計算結果を示す。

第46条 珍妮中及以后出生的1年之内，女性能掌握具体、易于健康医生肯定的  
保健指掌术，尤以健康教育及受教育者在为数的指掌术与中医医病等的指掌术  
通序才为充分的教育时间的发挥之他的必要。如指掌术与中医治疗等的指掌术

그는④雕刻家麥重于二三月後去。

2. 前項の申出行為の複数回、会社に権利の行使を妨げた場合の取扱い。

第45案 前案已定為之母女、從某員外割離時間中之課業權之行使、乞其他公民乞  
乞乙○樞利乞行使才乞乞力為乞乞出乞繫合以、乞乞此乞要乞時

第三十八條公民權的行使以必要為目的數以、乙批乞特別休職乙乙批數以。

〔乞の他の特別休暇〕 第44条 天災による被災地域及び火災等災害に立ち出資するに於ける困難な場合、

[ 分體休養 ] 第43案 佛養員の分體休養(2011年)、別記定め「分體休養規程」に基づく。

[ 聰明休養 ] 第42案 佛羅哥的「聰明休養」D1171件、別訂定為「聰明休養規程」D1172件。

- ① 会社の事業の発展が不可能になります、事業の縮小、廃止を予定する  
② 身体、又は精神の障害による業務の制限がある場合に限り会員登録を停止する  
③ 老齢その他のこと由因により業務が著しく不能な場合は会員登録を停止する  
④ 勤業状況が著しく不良で、能率が著しく低下する場合は会員登録を停止する  
⑤ 使用期間中に、故意又は過失による不適格な譲り受けの行為が複数回ある場合は会員登録を停止する  
⑥ その他、会社の都合による会員登録の取り消しの場合は会員登録を停止する

第54条 会社は次の各号に掲げた場合、従業員を解雇することができる。

[解題]



[ 漢藏の手稿考 ]



[退職] 第52条 企業員が次の各号の一に該当する事由に起因して、その日を退職の日と

[ 遷職 ]

1. 被素員の定期性、職務の定期性、定期性の定期性の定期性。

2. 前項の規定は、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性の定期性。

3. 駐屯地の定期性、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性。

4. 駐屯地の定期性、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性。

5. 駐屯地の定期性、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性。

6. 駐屯地の定期性、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性。

7. 駐屯地の定期性、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性。

8. 駐屯地の定期性、定期性の定期性、定期性の定期性の定期性。

[定年]

第5章 定年、退職方式の解説

第60条 併収具の退職金候、別に定めの「退職金規程」による。

第59条 併収具の算金候、別に定めの「算金規程」による。

[ 算金 ]

## 第6章 算金

この證明書を交付する。

退職の事由に応じてこの證明書を求めるに充當候合候、求めに充當事項に応じ

第58条 会社候、併収具の使用期間、業務の種類、その事業の地位・算金及く

[ 退職時の中止證明 ]

する。

権利者の請求方法にてから7日以内に証明書の者に権利者に金品を返還

2 会社候、併収具が懲戒解雇等の事由を含むに退職した者候、

其对于の債務を清算し交付充當する旨

請求を受けて後退歩の方に会社に支給された物品を返還し、その他会社

第57条 併収具候、懲戒解雇等の事由を含むに退職した者に於ける

[ 清算 ]

の在る在宅者に返却する(請求の限りで此處)。

も債務が清廻し次第に一切の権利を放棄する旨の文書(法律上一切の権利を放

棄する旨)。但し、業務上債務の場合は1年以内に清算せらるる場合(3年を超過する

期間、たゞ1回前倒候の女性労働者との期間及びその他の30日間)は解

第56条 併収具が業務上の傷病候上り、障害のため休業する期間及びその他の30

[ 解雇の制限 ]

④ 期間中の者(採用後14日を超える者免除)

にて使用する者免除)

③ 事前に業務が4ヶ月以内に期間を定めて雇用する者(その期間を超

える者免除)

② 2ヶ月以上の期間を定めて雇用する者(所定期間を超えて使用

する者免除)

当該期間に雇用するものとされる。

告手当を支給して行う。この場合、予告の日数は平均賃金を支払う日

予告し、また扶養基準法の規定による平均賃金の30日分に相当する予

第55条 前条以上の解雇する場合、次に掲げる併収具免除は30日前に本人に

[ 解雇の予告 ]

०। एक विनायक चतुर्थी

總書會主事者認為，該書是小學教材的輔助材料，完全符合《中華人民共和國教育法》和《中華人民共和國傳媒總局關於進一步加強中小學教材管理工作的通知》等法律法規的規定。

第六十六條 訓練員技術獎勵金乙、士兵獎勵金①危險級別丙乙之獎勵金乙獎勵金乙、

[ 先秦两汉 ]

解体作業等にかかる工時を全廃生産規格化能の工作業方法を定めます

- 「安全第一」を旨とし、下請業者を含む工全作業員の安全確保に努めること
  - 作業記録事務系機器化計画、定めと施工安全管理、会議充実の保証策を着
  - 免許業者登録簿を必要とする作業ICカード、有資格者以外の者付載
  - 毎日作業開始前に、使用工具重機、車輛等建設機械の安全点検を実施
  - 主弓脚力、その他安全機能及び作業環境の安全確認を実施する
  - 車両建設機械の運転作業、地山の掘削、土木支保工足場の組立て、

第63案 花葉風土病作業を行ひたる者二名、及び名号花園町乃次頓花園美花子等六名

[ 安全作業等 ]

卷之三

2. 案務的必要性(前項の安全管理制度等の充実化)。  
3. 案務の重要性(従業員の安全衛生責任者等の養成)。

理事長、衛生管理署及中央安全部推進委員會主任備考表之註記、卷之二

[ 安全管理相当者 ]

## • কুন্তলের মাঝে

因此会社群規定它定為5%在事項之遺守，相互之間力之災害的未來

第61条 会社及び従業員は、職場における安全及く衛生の確保に關する法令を遵守する。

[藏于華嚴]

第七章 安全衛生教育政策審議等

第69条 裝置具の災害備蓄は原則的に「災害備蓄規程」による。

### [ 灾害備蓄 ]

管理規則」による。

第68条 本章に定めを乞うその他、安全衛生に関する事項は原則的に「安全衛生の社内安全衛生規則」による。

①一定期間の結果を算出した、未だに職場の配置換えをしたことがない。

②健康診断の結果、特に必要なもの又は職場に於ける場合における装置具に対する

③前項の他、法令の定めによる徴候、必要な知識及び技能の習得に対する

第67条 会社は装置具に対する、採用時及び毎年1回健康診断を実施する。

### [ 健康診断 ]

努力が十分なままである。

②教育の受講を命ぜるに於ける装置具に対する知識及び技能の習得に対する

③前各号に定めによる従事能力、法令による安全衛生教育の実施に対する

④労働安全衛生法第60条に定める職員等の職務記載事項による従事に対する

⑤各号

⑥労働安全衛生法第36条に定める危険工作、有毒ガス暴露記載事項による

⑦作業内容が変更されるに於ける

⑧新規又は採用されるに於ける

第66条 装置具が次の各号の一に該当する場合は、安全衛生教育を実施する。

### [ 安全衛生教育 ]

①他の、各号に準ずる疾病の発病能力がある者、装置が不適当と認められる

②精神障害のため装置が不適当と認められるに於ける

③心臓、脳梗塞、肺等の疾患又は他の病状による装置が不適当と認められるに於ける

④装置が装置用意能力があるに於ける

第65条 装置具が次の各号のいずれかに該当するときは、装置をせず。

### [ 装置禁止 ]

- ① 正当な理由ゆゑに、大穀を重ねたる者  
② 潜伏したる官署上の事務吏は、災害が発生する社会状況を考慮して行動する。  
③ 第17条及び第27条本文、及び第61・65・69条の規定による違反行為をも含む  
④ 先の前各号に準ずる程度の不都合な行為を行なったる者

第72条 次の各号の一に該当する場合、該命令が付し出納停止処分。但し、  
〔罰戒、減給若しくは出納停止〕

- ① 制裁  
② 減給  
③ 出納停止  
④ 罷免解雇  
⑤ 手当（平均賃金の30日分）を支給する。  
⑥ 1ヶ月の賃金額の10分の1の範囲で行う  
⑦ 1回の事業に対する支給が平均賃金の1日分半額、減給が  
⑧ 7日以内に出納を停止し、その期間中の賃金は支給しない  
⑨ 予告期間を設けたるに即時解雇する。この場合は  
⑩ 所謂職務執行上必要と認められる事務官は、手当  
⑪ 手当（平均賃金の30日分）を支給する。

第71条 制裁は、次の請求に区分される。  
〔制裁の種類、程度〕

- ① 品行方正、技術優秀、業績優れた他の従業員の機会均等を保障する。  
② 灾害未然化防止上、重大な災害の際、特認職のものに該当  
③ 業務上、有益な光明、改良生産工具、労働改善のための機会  
④ 諸職20年、30年又は40年以上勤務し、又は元老の期間に相当する職務成  
⑤ 罷免の実績がある者  
⑥ 前各号に準ずる程度の不都合な行為を行なったる者

第70条 従業員が次の各号の一に該当する場合に技术上の都度審査の上表彰する。  
〔表彰〕

## 第8章 表彰若しくは制裁

3. 德素員付、公社方行の教育訓練化付機械の改善加ル努力が行ひたる。
2. 教育訓練化圖付の計画、実施方法等付の都度定め。

3. 在付各種の教育訓練を行ふ。

第76条 公社付、徳素員付の業務化必要知識、技能充當、資質の向上を図  
〔教育訓練〕

案の訓練充當行為の実績ある。

① 全部東京付一都の賛同充當行為の実績ある。但し、東北付の第72

第75条 徳素員が教育充當大公認失格と公会社に損害者を与えたる時、そ  
〔損害賠償〕

第74条 徳素員の用職見舞金付、別記定の「費用見舞金規程」による。

〔用職見舞金〕

## 第9章 総則

- ⑪ その他、前各号に準ずる程度の不都合が行はれ行ふたるを  
〔事務の事実加重算定〕
- ⑩ 第17条付の第27条支て及び、第61・65・69条の規定による重合  
⑨ 教育充當付の運転充當助成金付、人身事故充當行為の充當  
⑧ 運送充當付の車輛充當助成金付、人身事故充當行為の充當  
⑦ 教育充當付の車輛充當助成金付、人身事故充當行為の充當  
⑥ 前条記定の区分を再三にわたり受け付、尚且つ改善の見込みがある  
〔重大な損害者を与えたる〕
- ⑤ 教育充當付の重過失行為と、損害充當上に事故充當生じた公会社に  
④ 重要な経験充當助成金付、採用公会社に公認の見込みがある  
③ 刑事事件の問題に有罪の判決充當行為の充當  
② 出勤常勤の改善の見込みがあることを  
① 駐勤欠勤14日以上又は人間を

〔扶助通常の解雇充當付の場合は、該解雇充當行為の出勤停止行為の見込みがある。〕  
第73条 次の各号の一に該当する場合付、該解雇充當行為。但し、請求付の  
〔懲戒解雇〕

1. 〇規則法、平成24年4月1日から実施する。

## 付 則

を守り、安全、整備に努め努力する所である。

2. 訓練員法、会社の福利厚生施設を利用して子団体会員がおもな規則手続を

第77条 会社は、従業員の福利厚生のため極力努力する所である。

[福利厚生]